

平成25年白老町議会定例会5月会議会議録（第1号）

平成25年 5月31日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時01分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議案第 3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 1号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第 6 議案第 2号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

第 7 報告第 1号 専決処分の報告について（白老町税条例の一部を改正する条例）

○会議に付した事件

議案第 3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 2号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

報告第 1号 専決処分の報告について（白老町税条例の一部を改正する条例）

○出席議員（13名）

1番 氏 家 裕 治 君

2番 吉 田 和 子 君

3番 斎 藤 征 信 君

4番 大 淵 紀 夫 君

5番 松 田 謙 吾 君

8番 広 地 紀 彰 君

9番 吉 谷 一 孝 君

10番 小 西 秀 延 君

11番 山 田 和 子 君

12番 本 間 広 朗 君

13番 前 田 博 之 君

14番 及 川 保 君

15番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（2名）

6番 坂 下 利 明 君

7番 西 田 ・ 子 君

○会議録署名議員

4番 大 淵 紀 夫 君

5番 松 田 謙 吾 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | |
|----|---|-------|--------|--------|-------|-------|---|-------|
| 町 | 長 | 戸田安彦君 | | | | | | |
| 副町 | 長 | 白崎浩司君 | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 古俣博之君 | | | | | |
| 理 | | 事 | 山本誠君 | | | | | |
| 総 | 合 | 行 | 政 | 局 | 長 | 岩城達己君 | | |
| 行 | 政 | 改 | 革 | 担 | 当 | 課 | 長 | 須田健一君 |
| 財 | 政 | 担 | 当 | 課 | 長 | 安達義孝君 | | |
| 企 | 画 | 担 | 当 | 課 | 長 | 高橋裕明君 | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 本間勝治君 | | | | |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 小関雄司君 | | | | |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 南光男君 | | | | |
| 生 | 活 | 環 | 境 | 課 | 長 | 竹田敏雄君 | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 長澤敏博君 | | |
| 教 | 育 | 課 | 長 | 五十嵐省蔵君 | | | | |
| 病 | 院 | 事 | 務 | 長 | 野宮淳史君 | | | |
| 消 | 防 | 長 | 前田登志和君 | | | | | |

○職務のため出席した事務局職員

| | | | | |
|---|---|---|---|-------|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 岡村幸男君 |
| 主 | | 査 | | 本間弘樹君 |

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日5月31日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会5月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、4番、大淵紀夫議員、5番、松田謙吾議員、8番、広地紀彰議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の本会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の再開前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成25年白老町議会定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により5月会議を開くこととしたところであります。

定例会5月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成25年度国民健康保険事業特別会計と介護老人保健施設事業特別会計の補正予算2件、条例の一部改正1件及び専決処分の報告1件の合わせて議案4件であります。

このことから、5月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上で議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成25年白老町議会定例会5月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、昨年6月13日に発生した白老駐屯地内火薬庫の火災原因と現在の管理状況及び今後の処置について、4月17日に駐屯地司令より説明を受けましたのでご報告申し上げます。

火災発生の概要として、火薬庫に保管中の弾薬1発が燃焼したことにより天井、壁面の一部を焦がしたものであります。原因については、発射薬の自然発火によること。さらに自然発火の要因として原因物の構造上の特性のほかに、温度、湿度などの環境条件からも影響を受けることがあるとのことであります。

なお、現在の管理状況ですが、原因となった種類の弾薬については、発災した保管庫とは別構造の温度、湿度ともに安定した環境の火薬庫1カ所に集中保管しているとともに、日常点検と定期的に弾薬の安定度試験も実施しており、同種類の弾薬については全数処分を実施中であるとのことであります。

町といたしましては、今後、毎日点検の継続や保管庫の関係環境の保持など、さらなる安全管理の徹底と消防の立入検査の強化を駐屯地司令に申し入れさせていただきました。

次に、白老町財政健全化外部有識者検討委員会の設置についてであります。私的諮問機関として4月19日に北海道大学公共政策大学院宮脇淳先生を委員長とする3名の構成で本検討委員会を設置し、財政の視点から町立病院の運営方針や公共施設の統廃合など、町の行政課題を調査分析し、6月下旬をめどに今後の方向性を答申いただくものであります。

本町の危機的な財政状況を乗り切り、安定した財政運営を進める上でも、中長期的なグランドデザインに示唆が得られることを期待しております。

なお、本5月会議には議案3件、報告1件を提案申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 行政報告を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

また、次の日程に入る前に議案説明の朗読の省略についてお諮りいたします。議案第3号及び報告第1号は、条例の一部改正の議案であります。本5月会議は議案説明会を開催しておりません。議案説明会を開催していない場合の条例の一部を改正する議案の説明については、改正条文全文の朗読を前例としておりますが、ご覧のとおり議案の改正条文は長文となっていることから、その朗読を省略させ、議案説明において簡略して説明させることといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎議案第 3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第3号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年5月31日提出。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和34年条例第12号）の一部を次のように改正する。改正内容
につきましては、議案第3号説明資料でご説明いたします。

次に、議3-2をお開きください。附則。

1、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2、この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例第3条の4、第4条の4、及び第19
条の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの
国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議3-3をお開きください。議案説明でございます。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険の被保険者であった
者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、国民健康保険税の軽減判
定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の
1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置が講じられることになったこ
とから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表でございます。右側の改正後、第3条の4、次のページの第4条の4及び
第19条の改正内容につきましては、議案第3号の説明資料によりご説明いたします。

議3-7の次のページをお開きください。議案第3号説明資料でございます。第3条の4及
び第4条の4の改正内容につきましては、1、世帯別平等割額に係る軽減についてでご説明い
たします。改正の内容ですが、二人世帯で、一人が後期高齢者医療制度に移行し、もう一人が
国保に残った世帯、これを特定世帯といたしますが、基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分の
世帯別平等割額を最初の5年間2分の1に軽減する特例措置に加え、6年目から8年目までの
3年間は特定継続世帯として4分の1を軽減するものでございます。

特定継続世帯とは、特定世帯で5年経過後、さらに特定世帯の状態が続いている世帯でござ

います。

中ほどの制度改革のイメージ図でございますけれども、後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されております。現在6年目となります。平成25年度にはイメージの中ほどの現行制度の特例世帯の5年間、平等割、これは世帯割ですけれども、2分の1軽減する特例措置が終了する世帯が生じることから、イメージ図の右側のとおり特定継続世帯として3年間延長し、平等割を4分の1軽減する措置が講じられたものでございます。

改正により世帯別平等割の軽減後の額につきましては(1)の表に記載のとおりでございますけれども、軽減前及び特定世帯の軽減後の額の改正はございません。今回特定継続世帯の軽減後の額は基礎賦課分で1万7,325円、後期高齢者支援金等賦課分で5,250円と改正するものでございます。

次に、平成25年度の世帯別平等割額の軽減の見込みについてでありますけれども、(2)の表に記載のとおり特定世帯は448世帯、約674万3,000円、特定継続世帯は90世帯、約68万5,000円、合計538世帯、約742万8,000円を見込んでございます。

続きまして、次のページでございます。第19条の改正内容につきましては、2、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例の恒久化についてで説明いたします。国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、国保の被保険者でなくなった者を特定同一世帯所属者として軽減判定所得の算定に含めて5年間軽減判定しておりましたが、改正により現行制度であります特定同一世帯所属者に係る特例措置が恒久されたものでございます。

世帯別平等割額の軽減額については、(1)の表に記載のとおりでございます。世帯区分で、特定世帯及び特定継続世帯以外と特定世帯の軽減割合別の軽減額の改正はございません。特定継続世帯の軽減額は基礎賦課分の7割軽減で1万2,128円、5割軽減で8,663円、2割軽減で3,465円となります。後期高齢者支援金等賦課分につきましては7割軽減で3,675円、5割軽減で2,625円、2割軽減で1,050円と改正するものでございます。

次に、判定の説明でございますけれども、例1、5割軽減について説明いたします。これは例ですので、息子さんと両親の3人世帯ということで、息子さんは世帯主50歳、営業所得70万円、父親は75歳ということで高齢者医療制度です。年金所得10万円、母親は73歳で年金所得ゼロ円ということで、この世帯の総所得金額は80万円ということになります。現行制度で軽減判定基準に基づいて計算しますと、特定同一世帯所属者数の合計を加味できますので、それで計算しますと24万5,000円掛ける母親と後期に移動した父親、2人とも特定同一世帯所属者ということになりますので33万円プラスして、軽減判定基準額では82万円となります。この世帯の総所得が80万円ですので、それを超えておりますので5割軽減の対象となるものでございます。特定世帯及び特定継続世帯以外の5割軽減対象で、軽減額は基礎賦課分で上の表の1万1,550円となります。もし、この特定同一世帯所属者数が軽減判定に加味されない場合なのですが、5年間で終了した場合ですけれども、改正しない場合ということで計算しますと、5割軽減は対象外になりまして、2割軽減の対象になるということになります。

次に、例2でございますけれども、これは2割軽減の判定ですけれども、夫婦2人世帯、夫(世帯主)が後期高齢者医療制度、年金所得80万円、妻が国保の被保険者73歳、年金所得ゼロ。

この世帯の総所得金額は80万円となります。現行制度では、また特定同一世帯所属者の合計数が加味されますので、計算例で35万円掛ける妻と夫の2人、プラス33万円で103万円となりますので、この世帯の総所得金額は80万円ですので、基準額を超えていますので2割軽減の対象となります。恒久化しない場合につきましては、特定同一世帯所属者のカウントがされませんので軽減対象外となります。これらの軽減判定にこの特定同一世帯所属者の合計数が5年間だったものが恒久化されたということでございます。

以上で議案説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第3条の4 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第4条の4及び第19条において同じ。)以外の世帯</p> <p>23,100円</p> | <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第3条の4 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第4条の4及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第4条の4及び第19条において</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(2) 特定世帯 11,550円</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第4条の4 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 7,000円</p> <p>(2) 特定世帯 3,500円</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に</p> | <p><u>同じ。)</u>以外の世帯 23,100円</p> <p>(2) 特定世帯 11,550円</p> <p>(3) <u>特定継続世帯</u> 17,325円</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第4条の4 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 7,000円</p> <p>(2) 特定世帯 3,500円</p> <p>(3) <u>特定継続世帯</u> 5,250円</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に</p> |
|--|---|

| | |
|---|--|
| <p>応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 16,170円</p> <p>(イ) 特定世帯 8,085円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 4,900円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,450円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 11,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,775円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割</p> | <p>応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 16,170円</p> <p>(イ) 特定世帯 8,085円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 12,128円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 4,900円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,450円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 3,675円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 11,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,775円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 8,663円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 3,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,750円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 4,620円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,310円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 1,400円</p> <p>(イ) 特定世帯 700円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>2 略</p> | <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯<u>以外</u>の世帯 3,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,750円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 2,625円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 4,620円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,310円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 3,465円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 1,400円</p> <p>(イ) 特定世帯 700円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 1,050円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>2 略</p> |
|--|--|

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。よく理解できないのだけど、要するに世帯別平等割額に係る軽減についていえば、後期高齢者医療制度は本来なくなるはずだったのだけれども、なくならないような状況になってしまったのです。現実的にはそうです。それが結果的には平等割2分の1の軽減措置から4分の1になるということは、この対象者の皆様方の負担が多くなるという理解でいいのかどうか、まず1点。現実的になくなれば、それはないという理解でいいのかどうか。要するに、本来なくするべきものだったものがなくなるとしたら、住民負担がふえるとしたら、それは住民が負うべきではなくて国が負うべき中身だと思うのです。法律がそうなったわけだから。なくするというものがなくならなくなったのだから。本来からいったらそれは国が負うべき負担ではないのかなというふうに理解するのだけれども、そこら辺はどうなのですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 本来であれば後期高齢者医療制度が開始された時点で5年間ということで特例措置が設けられたわけですがけれども、これが20年度に特定世帯になった方についてはもう25年度で終了するわけです。その軽減が受けられなくなる。それを3年間4分の1軽減するということが措置が講じられたわけですがけれども、高齢者医療制度との絡みでの廃止だとか、それにつきましてはまだまだ国のほうでも議論中でございますので、国が本来負担すべき、公費負担すべきということも含めて、この軽減された金額につきましては国の財政調整交付金が全額充当されます。今の軽減額につきましては。

それと、5年たっていますので、夫婦世帯で後期高齢者医療制度に移行した、例えば夫が移行しましたと、5年間たって奥さんも後期高齢者医療制度に行く可能性もありますし、高齢ですと亡くなられる方もいらっしゃる、90名という継続世帯を見込んだのですけれども、これにつきましては恐らく世帯状況によってはかなり落ち込むだろうということで、この90というのは24年度に新規に特定世帯になった世帯数なのです。それを増減されていくわけですから。でも、実際には奥さんも後期高齢者に移行するだとかということで対象者がかなり少なくなるだろうということは見込んでおります。後期高齢者医療制度の動きがわからないので、まだ明確になっていませんので、その辺で国の負担があるべきだというのは、やっぱり制度改正されるときに地方からも声を出していかなければならないのかなとは思っています。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。要するに継続することについては、軽減するのだから何もだめだと言っているわけではないのです。だけど、軽減する仕方が2分の1だったものが4分の1になると、まして対象者は激減するだろうという中で、後期高齢者になってからそういう負担をさせるというのは、全く冷たい国だと、やり方だというふうに思うわけです。だから、対象者が少なくて、まして継続するのは結構だけれども減らすなんてことは全然違う話

で、これを自治体が持つというのは無理だというのはよくわかります。それは無理です。けどやっぱり今課長も言われたように、これは本来国が見るべき中身のものではないのかと。そうであればやっぱり地方からきちんと声を上げてそういう形にしていかないと。今税金は上がる、全てのものが上がるという状況の中で、福祉もこういう形になってくると本当に暮らせなくなってしまうのではないかなと思うのですけれども、そういう視点で聞いているのですけれども、その点はどうですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 全国的に社会保障費がかなり急増している中で、それなりにいろいろな制度に対して国が負担しているわけですけれども、やはり地方が高齢化でそういう状況になっている中で、高齢者に新たな負担、軽減しているのですけど負担割合が少し落ちたということで、これらにつきましては制度改正に当たって地方からの声を出して、もう少し国が負担すべきものを負担していただくということをどんどん提案していかなければならないのかと思っております。これは社会保障費全体の話になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成10、反対2。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 1号 白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第1号 白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

議案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第1号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成 25 年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 104 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 6,667 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 5 月 31 日提出。白老町長。

次のページでございます。「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入歳出とも記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6 ページをお開きください。2、歳出、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、国保運営経費 67 万 2,000 円の増額補正でございます。国民健康保険システム機能拡張業務委託料 67 万 2,000 円の補正につきましては、議案第 3 号 白老町国民健康保険条例の一部改正で改正内容をご説明しております、特定世帯に係る特例措置の 3 年間延長及び特定同一世帯所属者に係る特例措置の恒久化の制度改正に伴うシステム改修経費でございます。財源につきましては、国庫支出金の財政調整交付金を全額充当するものでございます。次に、4 項 1 目医療費適正化特別対策事業費、レセプト点検経費 37 万 6,000 円の増額補正でございます。内容につきましては、レセプト点検嘱託職員の退職に伴い新たに嘱託職員を任用し、前嘱託職員を臨時職員としてレセプト点検業務の引き継ぎ業務を行うものであり、必要経費として 3 カ月分の人件費で共済費 4 万 8,000 円と賃金 32 万 8,000 円を補正するものでございます。財源につきましては、道支出金、北海道国民健康保険調整交付金を全額充当するものでございます。

次に、歳入でございます。4 ページをお開きください。1、歳入につきましては、歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○議長（山本浩平君） まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

4 番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。先ほど議案第3号は反対をいたしました。ただ、議案第1号はそれにかかわる財政問題なのですけれども、我々先ほど申しましたように延長には賛成しておりますし、また、4分の1から2分の1になる、このことについては国が補償すべきだということを言っているわけございまして、軽減措置そのものについて反対するものでは全くございません。そういうことございまして、この議案については賛成をいたします。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第2号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第2号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,521万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月31日提出。白老町長。

次のページでございます。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

4ページ以降の歳入歳出事項別明細書を説明させていただく前に、今回の補正につきまして

は、介護老人保健施設事業特別会計の収支決算見込みがほぼ明らかになったことに伴う収支不足を地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成25年度会計から繰上充用するものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開き願います。2、歳出、5款繰上充用金、1項繰上充用金910万4,000円の計上でございます。内容といたしましては、平成23年度介護老人保健施設事業特別会計1,188万4,000円の赤字決算に伴う平成24年度の繰上充用金は1,188万4,000円であり、24年度の単年度収支が278万円の黒字となる見込みでありますので、平成24年度繰上充用金1,188万4,000円から単年度黒字額278万円分を差し引きまして、今回910万4,000円の繰上充用を計上したものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。繰上充用の財源といたしまして、1、歳入、1款サービス収入、1項1目施設介護サービス費910万4,000円の増額で、歳出で説明した繰上充用見合いの歳入でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 前田です。2点ほど伺います。まず、今5月末ですけど、入所の状況と介護度がどういうふうになっているか。

それと、3カ月たっていますけれども、今年度の収支見通しがどうなるか。それで、残っている900万円ほどの繰上充用は25年度で解消できるのかどうか。その2点を伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 平成25年度の施設入所の状況でございますけれども、4月、5月と経過してございます。当初予算的には平均入所人数25人で予算計上してございましたけれども、4月には一日平均入所22.9人、5月きょう現在、20人と若干下がっている状況でございます。6月以降につきましては2人の入所予定がございますけれども、きたこぶしの入所安定確保に向けまして町内居宅介護事業所、包括支援センターへの勧誘でございますとか、町外医療機関への訪問など、いわゆる営業活動を続けながら入所確保を図るとともに、スタッフ一同経費削減に努めるなど、自助努力による単年度黒字化に向け910万4,000円の収支不足をできる限り解消してまいりたいと思っております。この時点では25年度いっぱい910万円の解消は厳しいものと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ぜひ努力してほしいということと、この制度ができたときに絶対に黒字になると言明していただきました。そして、当初、初期投資で町から2000万円ほど繰り出ししてございますけれども、これも戻せると言明しているのです。ですから、ぜひ努力してほしいと思います。

それと、4月、5月の入所状況かなり下がっていますけど、この入所が悪いという環境が、

今努力するという状況は聞いたのですけれども、その背景がただ努力をするだけの問題で整理されるのか。よその施設、それぞれ施設の性格は違いますけれども、結構満杯になっているところもあるし、逆に、社協に聞いたらデイサービスは申込者かなり下がっているという話です。その辺の老人の福祉とかニーズ的なものについては白老町は今どのような状況になっているのか質問します。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 現在、老人環境の状況は押さえていません。申しわけございません。

3月末に24人の入所があったのですけれども、そのうち、病状が悪化しまして病院に入った方が2人、それと、ほかの老健施設に移られた方がいるということで、私どもやはり入所させることが前提になりますので、今後、引き続き安定確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 後半の質問の内容でございます。私も詳しくご説明できればよろしいのですが、概略だけご説明させていただきます。確かに介護認定者につきましては、年々やはり増加している。これは高齢化が進んでいることによって介護認定者がふえてきているというのは事実でございます。ただ、それに反しまして、デイサービスとか在宅の福祉介護サービスが若干減ってきているというのも事実でございます。ただ、これにはやはり平成24年度に介護保険制度の一部改正がございました。これにより時間数の変更とか、それに伴いまして各事業所がいろいろ検討した結果、こういう時間でやるとか、デイサービスにつきましてはです。そういう関係で利用者のほうがある程度控えている部分もあるのかなど。これは決定ではございません。私のほうでは100%それが理由だということでは思っておりませんが、そういうことも理由の一つにはなっているかとは思いますが。ただ、やはり介護の必要な方というのは年々増加している現状にあるというのは事実でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。皆さん努力しているのもわかります。ただ、きたこぶしのほうはそういう状況ですけれども、現実に入所したい人はたくさんいるのです。今の答弁で編年の事情ありますけれども、非常に財政が厳しい中でそういうお年寄りの弱者が施設に入れないと、いろいろな問題を抱えていますけれども、できる範囲で機械的な処理ではなくて幅を持った入所判定をして、ぜひ救っていただきたいと思うのです。

それと、町民の方も財政が厳しい、厳しいと白老が沈んでいますけれども、そういうところで少しでもいいサービスしてもらったという声がまちの中に響くと、少しでも明るさが取り戻せますので、失礼な話ですけれども、介護度が高い人は施設のほうでも遠慮する傾向ありますけれども、町立ですから、ぜひそういうことで対応してあげていただきたいと思っておりますけれども、事務長いかがですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 私どもやはり24年度の平均介護度が3.15というところで、こ

れだけ入所状況落ちてくるということで、介護1でありますとか、介護2とかそういう方々に関しても、やはり入れることが前提になりますので、今後は議員言われますようにちょっと間口を広げた中で入所について考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 14番、及川保議員。

○14番（及川 保君） 14番、及川です。この施設は、私たちも実は非常に期待をしておったものなのです。今年度の状況を見ていると非常に厳しいという話もありました。また、入所の状況を見ていると、非常に私たち自身もこれは厳しいなという思いであります。

1点だけ確認しておきたいのですけれども、今同僚議員のお話もありましたけれども、高齢化しているということもありますけれども、町民自身もやっぱり期待しておると思うのです。ところが入りたくても入れないという、断られるという事実も実はあるわけです。だから、結局はきたこぶしが選別して入所させているのではないかと、ある一定の選別ラインがあるのかなという思いも実はしておるのです。その中には今言っていた介護度の問題もあるでしょうし、また、入所者の厳しい病状、その状況などいろいろとあるとは思っています、条件が。だけど、入りたくても入れないという状況は、結局は苦小牧とか登別とか室蘭の施設に入らざるを得なくなってしまうわけです。何のために町民がこの施設を将来期待していたか。それがそこで全部無にしてしまうわけです。このことについてきちんとした答弁をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 基準といいますか、入所につきましては、やはりうちの町立病院に町民相談室というところがございます。そこでまずきたこぶしのほうに入りたいというご相談があった場合に、病歴だとかそういうものがございまして、一度病院に入って診断していただくとかそういう状況がございまして。その後入所判定会議というものがございまして。入所判定会議にはお医者さんも含めて入っておりますので、あくまでも医師の判断がございましてけれども、やはり、言われました断っているというか、例えば認知症のかなり進んでいる方とかそういう方は施設的に厳しい状況がございまして、そういうようなことで認知症の高い方についてはちょっとご遠慮いただくということにはございまして。でも今後、先ほど前田議員の質問にもございましたけれども、これだけ入所者がきょう現在20人ということで落ち込んできている状況がございまして、やはり入所していただくというこの努力、そのものを考えながら、院長、施設長を含めて、今後間口を広げた中で入所の確保をしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 14番、及川保議員。

○14番（及川 保君） 繰り返しになりますけど、期待している町民に背を向けないということを絶対に肝に銘じてやってほしいのです。今年度の厳しい運営状況も理解するわけです。そうなれば、やはり同僚議員も先ほど言っていたような、きちんと間口を広げて、今これからやるのではなくて、最初からそういう施設ではなかったかなと思うのです。そのことを肝に銘じて今後運営してほしいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） やはり間口を広げた入れ方というののもかなり検討した中で進め

ていきたいと考えておりますので、町の施設でありますのでやはり町民の方にもご利用いただくということで私も努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。きたこぶしは先ほどから出ていますように、町民の期待、それから、今後町の施設としての必要性、そういったことを踏まえて設置されたものだというふうに私は捉えています。今の質疑を聞いていて、1つ疑問に思ったことがあるのです。間口を広げるといっているのはどういうことかということだと思っております。もちろん介護度の高い方を入れていけるということは、介護職員がきちんと対応できるかどうかということだと思っております。今の施設の状況からいって、認知度の高い人を入れるということは危険性が伴うわけですね。そういったときにそこまで責任を持てるようになるのかどうか。私はやっぱり規定というのか、やはり入所者の安全性を守るためには、間口を広げるといってその規定を変えるということなのか。それとも、もっともっと違う広範囲に施設にあった人を入れるための努力をするという意味なのか。今話を聞いていて、認知症の重い人が入りたいと言ったら、間口広げると言ったでしょうということがどんどん広がっていくと、施設としてきちんと入所者を守っていける状況ができるのかどうか。その点確認しておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 先ほど答弁したのですが、間口を広げるといっているのは、例えばインシュリンの注射を行っている方でありまして、そういう方々に関してもうちの施設は医療費がかかってくるということで今まで考えていた部分がございます。つい先日、施設長でもあります院長とも話しまして、インシュリンの注射を行っている方でありまして、そういう方々に関しても2階に看護師がいますので、看護師にインシュリン注射だとかそういうものを手助けしていただくと。医療併設型の介護施設でございますので、例えば調子が悪くなったらすぐ2階に戻しているのです。ということで、医療併設型、医療機関ということを中心に考えた中で、これは白老町にしかないものです。確かに先ほど、認知症、介護度の高い方についてはなかなか施設的に厳しいと言いましたけれども、今後やはり施設の利用状況というのを高めていくこともございますので、そういう中で先ほど答弁しましたように、施設長及びスタッフ等と協議しながら、今後の認知症利用について検討していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 私以前、数年前に繰上充用金についての考え方で質問させてもらったこともあるのですが、昨年度は黒字の見込みが出たということですが、今年度はまた厳しい状況にあるということで、繰上充用金という項目が会計上では余り好ましくない会計だということ認識しているのですが、これがまたふえていく過程において、一般会計を圧迫するようなことがあるのか。また、それはどの程度までいったらそれを考慮しなければならなくなってくるのか。そのようなお考えについて質問したいと思っております。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○**財政担当課長（安達義孝君）** 繰上充用というのは地方自治法に決められた地方公共団体の決算の手段としてある手法でございます。余り好ましくはないと思っておりますけれども、このままきたこぶしの施設のほうで赤字がふえていくとなると、やはり自立できないと支援していかないといけないということになりますので、その辺については施設の努力もさることながら、ある一定の金額になりましたら一般会計のほうでも支援していかないといけないという状況でございます。また、今年度も、先ほど事務長言いましたけれども、努力してもなかなか黒字にできない理由もございまして、実は職員が退職して退職手当負担金というのを今年度は支払う年でございます。それも相当額ありますから、なかなか特別会計ができない部分は健全化計画も策定していますので、きたこぶしの支援策もその中で検討して、何とかできる範囲内で支援は、努力できない部分の支援です、全額支援ということではなくて。そういう特殊な条件の部分だけを支援するという考えは持っていますので、一般会計も大変厳しい状況でございますけれども、プログラムの中で何とかその部分は支援をしていく考えはございます。

以上です。

○**議長（山本浩平君）** 10番、小西秀延議員。

○**10番（小西秀延君）** その支援については、今年度中から始まるというような認識で捉えておいてよろしいでしょうか。

○**議長（山本浩平君）** 安達財政担当課長。

○**財政担当課長（安達義孝君）** ただいま新たな計画を立てていまして、今後の収支見通しも含めて、今年度中にはなかなか難しいと思っております。来年度以降から数年かけて補てんしていくというふうな計画に多分なっていくのではないかと想定しております。

○**議長（山本浩平君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成25年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○**議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

を改正する条例)

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 報告第1号についてご報告させていただきます。

報1-1でございます。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月31日提出。白老町長。

次のページをお開きください。報1-2でございます。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成25年3月31日専決。白老町長。

白老町税条例の一部を改正する条例。

白老町税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

続きまして、議案説明でございます。報1-8をお開きください。

議案説明。

白老町税条例の一部改正について。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。

新旧対照表の中身につきましては、最後のページに議案説明資料を添付しております。その中でご説明させていただきます。

報告第1号 白老町税条例の一部を改正する条例。今回の改正につきましては、主に3点ほど改正されております。

まず1点目としまして、土地改良法に基づく事業で、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業等の固定資産税、特別土地保有税の非課税措置の廃止ということでございます。この森林総合研究所につきましては、水源林の造成、また森林保全整備等の事業を行っているのですけれども、それらの全般事業の見直しの中で、今回非課税措置が廃止されたといった部分でございます。

2点目としまして、市中金利、いわゆる金融機関同士の貸し借りに適用される金利なのですが、この金利が低下していることから、国税に係る延滞金及び還付加算金の利率の見直しに合わせ、地方税についても同様に見直して金利を下げるものでございます。この適用については、平成26年1月1日からの適用ということになっております。

3点目としまして、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る）が当該家屋の敷地を譲渡した場合に、特例の適用を受け

ることができることとした改正でございます。

従前から震災で居住用の家屋が滅失した場合、その敷地を譲渡したときに、その譲渡した損失を所得から控除できるとした特例があったのですけれども、その部分を相続人にも適用するといった部分でございます。そのためには相続人が譲渡しておく場合にはその適用を受けられるというような形で改正されたものでございます。内容としては下記の3点について特例措置が受けられるといった部分でございます。

簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいということがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日6月1日から6月30日までの間は休会となっておりますので、ご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 松 田 謙 吾

署 名 議 員 広 地 紀 彰